

祭礼としての運動会

——運動会の宗教学序説——

The UNDOUKAI (Field day : Athletic meeting) as Community Festival

今泉 隆裕

桐蔭横浜大学スポーツ健康政策学部

(2017年3月18日 受理)

I. 問題の所在

日本における運動会の起源には諸説ある。1874年(明治7)海軍兵学校寮で開催されていた「競技遊戯会」とするものや、1878年(明治11)札幌農学校で開催された「力芸会」とするもの等々さまざま論じられている。スポーツ関連書籍では、このふたつの競技会を運動会の起源とするものが多い。

そして「運動会」なる語がはじめて登場するのは、お雇い外国人ストレンジが東京帝国大学において1883年(明治16)に実施した「陸上運動会」とされる。

この陸上運動会には、ハードルレース・ロングジャンプ・砲丸投げ・880ヤード競走・クリケットボール投げなどの種目が確認され、はじめは6月に実施された。のちにこの陸上運動会は、明治17年から実施されるボートレース大会(水上運動会)とともに東大における二大スポーツイベントとして確立されていくことになる。

体育史の木下秀明氏は『スポーツの近代日本史』(杏林書院、1970年)のなかで「track and field」が本来「トラック競技」「フィー

ルド競技」が別種目であるにもかかわらず、日本では「陸上競技」と総称される経緯を記した件で、この運動会に言及している。

この兩大会を主催するために、明治十九年には校友会組織である「運動会」を結成し、春の水上運動会であるボートレースに対して、秋の陸上運動会であるトラックとフィールド種目という関係が生まれた。(中略)しかし、現実には、実施場所の関係で、便宜的に春の水上と秋の陸上に分括された。

東大における運動会は水上陸上と春秋に実施され年中行事化している。

そののち1885年(明治18)初代文部大臣に森有礼が就任すると、集団訓練と体力向上を目的として小中学校において運動会が奨励されることになる。のちに1890年(明治33)の第三次小学校令で校庭(運動場)が各学校に整備されると運動会は、いよいよ我われが今日イメージするところの学校行事(各校運動会)として全国に定着することになる¹⁾。

運動会に関しては夥しい数の先行研究があ

IMAIZUMI Takahiro : Professor, Department of Culture and Sport Policy, Faculty of Culture and Sport Policy, Toin University of Yokohama. 1614 Kurogane-cho, Aoba-ku, Yokohama 225-8503, Japan

り、主なものに山本信良・今野敏彦『近代教育の天皇制イデオロギー』（新泉社、1987年）、吉見俊哉「運動会の近代」（『現代思想』第21巻7号、1993年7月）で、吉見氏編著『運動会と日本近代』（青弓社、1999年）などがある。

山本・今野前掲書は膨大な史料的研究により、明治大正期におけるイデオロギー装置としての学校行事に焦点を当てている。なかでも運動会が学校行事として固定化していく際、森有礼により導入された体育奨励会から演習会、そして運動会にいたる過程をおいながら、学校行事の一つとして祝祭日儀式に組み込まれた運動会が、いかに生徒たちを国民化＝臣民化したのかについて考察している。それは規律・訓練化された身体という近年の議論の先駆けでもあった。

吉見氏は主に山本・今野研究に史・資料的に依拠しつつ、運動会が生徒たちを規律・訓練する装置であることを論じ、さらに明治政府がじつは過去から引き継いだ「伝統」（祭り）を転用して、新たな「伝統」（「祭礼としての運動会」）を発明しながらも、逆に、祭りそのものがまつ祝祭性に当局が翻弄される様相を考究している²⁾。

そこで本稿では、おもに山本・今野前掲書および吉見前掲論文に導かれつつ、そこに提示されている史・資料を参照しながら、「祭りとしての運動会」を宗教学的知見から、いま少し掘り下げ、さらにⅡの2.3.以下では運動会に関する宗教学的視角からの考察の可能性について提示してみたい。

Ⅱ. 祭りとしての運動会

1. 政府による規制の対象としての運動会／「オーギー (orgy)」を現出する運動会

吉見氏前掲論文では、「運動会の『祭り』としての受容は、この催しが各地の小中学校で催されるようになった当初からみられた」

とし、「行政は繰り返しこうした契機を排除し、運動会を純粹に生徒全員が運動技能の優劣を教師や父兄の前に提示していく公開試験のような存在にしてゆこうとしたが、運動会は最後まで、地域にとっての祭りという性格を失うことはなかった」としている。

運動会は、なぜ度々、当局から規制され、抑圧されたのか。ここでは、そのことにふれたい。さらに後半、宗教学的知見を参照しながら、運動会に対する規制・抑圧の背景を考えることにする。

(1) 遠足・行列をともなう遠足運動会・連合運動会の現状

明治期の運動会についてももう少し確認しておこう。

前記したように、じつは各学校での運動会は、各学校に校庭がつくられるまで存在しなかった。そのため当初、運動会は移動して実施された。これを「遠足運動会」という。

当時は就学率、出席率がまだ低く、一校あたりの児童生徒数が少なかったこと、運動場設備がなかったことから「連合運動会」という方式も採用されている。この場合、郡市規模または近隣町村のいくつかの学校が、日時と場所を定めて集合し、合同で演技をする方式で、この連合運動会も遠足と不可分の関係にあった³⁾。

どちらも会場は、河原、雑草地、寺社の境内などの場合が多く、参加校の児童や生徒たちは、8kmから12km以上を徒歩で参加し、その路程が遠足を兼ねている。

遠足運動会が一般的だったころ、運動会は遠足として、遠足は運動会として、その語が使用されていた。柳田國男『明治大正史世相篇』「運動と頭数」には次のようにある。

春秋の遊山は運動会と改まって、非常に賑わしくまた活気のある、ことに少年たちの悦ぶものになった。酒や三味線という小人数の楽しみは家に隠れて、跳ねたり飛んだりの無邪気な遊びが多く加わった。運動

という語はもとは出遊しゅつゆうという意味にも使われていたから、これもそういう所から普及した名称かもしれぬ。とにかく最初はだれも彼も、この日ばかり出て競技に携わるようであったのが、晴という感じが強くなって、ほどなくその道の修行が盛んになり、選手というものを用意するに至った（傍線筆者、講談社学術文庫版、1993年）。

運動会は、修学旅行とともに我われにはなじみ深い学校行事として知られる。じつは「運動」という言葉が、戸外に出て遊ぶこと（出遊）を意味するなど、今日とは異なるニュアンスを有していたことがここからわかる。しかも、柳田も春秋の年中行事化する祭りとして運動会をみている。山本・今野前掲書ほかでも明治10年代末から20年代に普及した「運動会」なる語は、「遠足」「修学旅行」「行軍」とほとんど区別ができないものだったとしている。ともかく、運動会は移動を伴う、ハレの行事として看做されていたとわかる。

(2) 祭礼としての運動会とその抑圧

明治20年5月の宮城県遠田郡の小学校運動会では、430名の小学生に対し、「参観の老若男女無慮三万以上もありしならん」と描写されるほどで、見物人は周辺地域から集まった（『大日本教育会雑誌』第56号、1888年4月、引用は、山本・今野前掲書）。また、同年の埼玉県の小学校運動会でも、開催を「皆伝へ聞き、老若男女夥しく四方より蝟集し恰も（あたかも）祭礼の思をなせり」とあり、当事者たちも運動会を「祭礼」とみなしていたことが知られる（『埼玉県教育雑誌』第40号、1887年、引用は、山本・今野前掲書）。これは遠足でのことだが、明治12年4月23日の朝日新聞に「昨二十二日某師弟の花遊に出掛し景状を聞くに、船中に四・五名の囃男を雇入れ、ドンチャン、ドンチャンのさわぎに紛れて、教師某は酒に酔狂ひ……」と報道されている。運動会に酒が提供される例は慶応義塾の運動会等（後掲引用あり）で

もみられ、当時一般的だった。

こうしたお祭り騒ぎを現出する運動会は大きな問題となっている。

明治18年には東京府知事により、各郡区役所などに「運動会について達し」が出される。やや長いが引用しておこう。ここから東京では運動会が許可制になるなど、規制の対象になっていく。なお、これらの記述からも当時の運動会の様子がみてとれる。

今般公私学校生徒運動会等ノ件ニ付、別紙之通郡区役所等へ相達シ候ニ付テハ其校学校ニ於テモ同様相心得篤ク注意致スベシ、此旨相達候事ノ明治十八年一月廿三日ノ東京府知事 芳川顕正ノ諸生ノ学ニ就クヤ徳ヲ修メ智ヲ磨スルニ外ナラザル儀ニ候処或ハ運動会ト号シ或ハ旗奪ト唱へ、皆其名ヲ体操ニ籍リ、多人数相群リ酒ヲ飯、氣ヲ使、街上ヲ横行シ甚シキハ瓦礫ヲ人家ニ抛ツ等之挙動決メ不相成深ク謹慎ヲ加ヘ孜々修業可致旨公私立学校厳達ス可シ此旨相達候事ノ但シ真ニ体操運動等ノ為多人数相集ルトキハ必ズ教員等ヲシテ臨視取締ヲナサシムベシノ明治十八年一月廿三日ノ東京府知事ノ郡区役所、戸長役場、学務委員ノ学校生徒運動会等之儀ニ付テハ過般來相達候次第モ有之候ニ付自今右運動会等相催候節ハ前以テ可伺出此旨相達候事ノ明治十八年二月五日ノ府知事ノ東京府師範学校宛（傍線筆者、『東京市史稿 市街篇』第69卷、1977年）

これは師範学校に出された通達だが、とくに「運動会ト号シ或ハ旗奪ト唱へ、皆其名ヲ体操ニ籍リ」とあり、運動会にかこつけて酒を飲み暴れ、瓦礫を投げるなどの狼藉を働いていることに対して注意を喚起している。この通達後、東京府で運動会は届出制となっている。当局はこうした動向に対して規制をかけているのである。

ただ時代が下ってもその状況は変わらない。文部省が組織した体操遊戯取調委員会でも運

動会の祭礼的傾向が問題にされている。その『体操遊戯取調報告』（明治38年11月）「学校運動会に関する件」には、以下のような件がみられる。

凡ソ學校ニ於テハ毎年春秋二期ノ中適宜ノ日時ヲ撰ビ校内若ハ校外ニ於テ成ルベク全校生徒ノ運動會ヲ行フベシ／ 運動會ハ平素生徒ノ習得シタル運動ノ成績ヲ示シ體育ノ奨励ヲ図ルヲ以テ目的トシ、衣服、飲食、裝飾等ノ設備ニシテ奢侈ニ撻ルモノハ之ヲ禁止スベシ／ 運動會ニ於テ行フ運動ノ種類ハ平素練習ヲ経タル団体的ノモノヲ主トスベキハ勿論、尚各生徒ノ身體状態を斟酌シテ其ノ適当ナルモノヲ選ムベシ／ 運動會ニ於テ特殊ノ競争的遊戯ヲ行フニハ競争ノ激烈ニ馳セ心身ニ危害ヲ及ボス虞ナキヤフ注意スベシ／ 賞品、「メタル」優勝旗ノ類ハ成ルベク之ヲ与ヘザルヲ可トス、但シ平素修練ノ結果體格優等ニシテ技能ノ進歩著シキ者ヲ旌表スル場合ハ此ノ限りニアラズ（傍線筆者）⁴⁾

種々の奢侈が戒められているところが面白い。ちなみに、当時の教育界、および体育界の重鎮・嘉納治五郎は、明治36年7月『琉球教育』のなかで「運動会は見世物にあらず……」としているから、この状況はやはり規制のなかでも変わらなかったことがうかがえる⁵⁾。

(3) 壮士運動会の現状

さらにいえば、運動会が政治活動の隠れ蓑として使用された一時期がある。「政治運動会」がそれにあたる。とはいえ、企業内運動会などが今日でも実施されていることを考えれば、運動会は何も学校運動会に限らない。吉見氏は前掲論文で明治22年（1889）11月8日付『東京日日新聞』の記事を紹介している。

それは、横浜の「地主派」議員団が「商人派」に反発して運動会を開いたとの記事で

「彼らは『党政運動会』『衛生運動会』『正義派』『寒国之士』等と大書したる大旗吹流を押し立てて公園地内に集まり、同所に於て鯨飲飽食の上、正午勢揃を為し、夫れより隊伍を組み、商人派の議員の家に押しかけ、間もなく警察官が現れ、彼らは「此運動会は三日以前に届出でざる違法の集会なるを以て差止むる旨」を言い渡された、というものである。

自由民権活動家たちは厳しい言論弾圧や、集会の禁止に抵抗すべく運動会を実施し、会場を目指して行進行列をしながら⁶⁾、その間、様々なスローガンを連呼した。会場に到着すると「圧政棒倒し（棒倒し）」「自由旗奪い（旗奪い）」といった競技に興じたとされる。しかも仮装行列で政府を痛烈に批判することも試みられた。自由民権運動の壮士たちは禁止されていた集会の代わりに運動会を開催して共感者を獲得しようとしたのである。

時代は前後するが、こうした運動会の動向を危惧した明治政府は1883年（明治16）7月、8月に密偵を放って埼玉・栃木の両県で活動していた自由民権家たちの開催する壮士運動会を探偵調査していたことが知られている⁷⁾。

文部省にとって学校運動会は教育の一環であり、身体訓練の成果をみせる場にすぎない。ゆえにお祭り騒ぎを伴う娯楽であってはならない⁸⁾。当局にとって壮士運動会など政治活動を伴う運動会は、単なるデモにすぎない。運動会を大義にデモをされては困る。そのため当局は、運動会を抑圧した。

たしかに、文部省や政府等当局側が、運動会を抑圧した理由はこのように考えられるだろう。それは常識的で理解しやすい。しかし、それもあるだろうが、ただそれだけだろうか。

(4) デュルケムの集団的沸騰からみた運動会規制の根源

E・デュルケムは『宗教生活の原初形態』のなかで、オーストラリア原住民の宗教儀礼に注目している。彼らの生活は、季節によって二つに分けられる。

一つは乾季で、小グループで散在して食料となる動植物の狩猟採集にあたる。この時期には「単調で退屈な生活」が送られる。

もう一つは雨季で、この時期には人々は密集して祭りがおこなわれる。人々は、集まっているということだけで興奮し、大きな声を上げる。夜になると、かがり火のもとで、行列、舞踏、歌謡が行われ、松明を振りかざして模擬的な戦闘がくり広げられる。こうした状態のもとでは、自分が自分ではない、新しい存在になったように思う。これをデュルケムは「集団的沸騰」と呼び、この「集団的沸騰」から宗教的思考が覚醒することを論じている。この「集団的沸騰」は、所謂オージー(orgy)のことである⁹⁾。

さきの柳田の「運動と頭数」冒頭には「群の行動の新たなる愉快は、市と祭りの日をつき交ぜたような点にあった。以前も知らぬ人が多く家に集まれば、吉凶にかかわらず小児などは昂奮した」とあり、小児に限らず大人数であることが、そもそも興奮の源泉であり、悦びの根源であると述べられる。さらに「一つの興味ある事実、もしくはもう一段と真面目なる協同になると、自分のしたいと思うことをこれだけの多数が、共々に念じているという心強さは、群の大きさとその分子の複雑さによって、比例以上にわれわれを嬉しく」するのであり、ゆえに国会意識なるものは政治家の煽動ではなく、「何かの折にはほとんど偶然のように、多人数が寄り合って一つの方向に目を集め、いわゆる面白(おもしろ)の光景を作ろうとした」のであって、それが結果的に集団の凝集性を高めているのだ、と柳田は考える(ここには日本人の事大主義的傾向に対する批判が表現されているのだが、ここでは言及しない)。

しかも、その群れの行動形態として行列があり、日本では近代になると軍隊生活や学校生活の影響から隊伍が生まれ、行列は整理されて馴化されるようになる。「今では大変な人の数が、こうして街を動くようになった。憲法発布以来の度々の国の悦び事には、提灯

や旗の行列が普通になり、その美しさは団体行動の愛着をさえ生ぜしめている」。運動会はこの愉快を創出するひとつとして、柳田に把握され、例示されている。ここで柳田は明治大正期の運動会を想定しているから、そこに遠足が行列を伴うことを念頭にしているのだろう。

デュルケムの記述をみてから、日本における運動会を祭礼としてみると、類似した性向をみせているように思われまいだろうか。少なくとも柳田の記述とデュルケムのそれとが奇妙に符合しているように思える。

とくに「集まっているということだけで興奮」し、「大きな声を上げ」「行列」「舞踏」「歌謡」「模擬的な戦闘」をくり広げるとするのは、まさしく運動会の様相そのものを表現しているようにすらみえる。

舞踏に歌謡は祭りとしてよくわかる気がするが、行進と模擬的な戦闘というのを含めたとき、運動会ほどオージー的状况を現出しやすい行事は、それほど、ほかに見当たらないのではないか。

ここでさらに想起したい兵藤裕己氏の議論がある。兵藤氏は『演じられた近代』(岩波書店、2005年)で、明治22年に全国的に盆踊りの禁止令が発せられていることに言及している。

兵藤氏によれば明治22年といえ、その年の2月に『大日本帝国憲法』が公布され、翌年の帝国議会の開設へ向けて、大衆の政治熱が大いに盛り上がりを見せていた時期で、その「時期の盆踊りの禁止令は、盆踊りが引きおこす事態を当局が警戒していたとみるべき」だと述べる。しかも「盆踊りの輪がつくりだす非日常的な社会編成は、集会条例が禁止の対象とした政治演説のアジェンダと同様(あるいはそれ以上に)、治安当局にとって警戒すべき事態だった」というのである。

盆踊りは政治的な活動でも何でもない。

しかし当局により禁止対象となっている。この理屈にしたがえば、明治政府が壮士運動会、あるいは学校運動会に対して弾圧や規制

を加えた理由は二つある。一つは政治的アジェンダに対してであり（常識的回答）、もう一つは運動会がつくり出す「非日常的な社会編成」に対してである。この後者は宗教学的知見の対象になるのではないだろうか。

運動会種目には、集団による輪廻りと相撲、綱引きがしばしば散見される¹⁰⁾。これは運動会以前の「伝統」の転用といえる。が、その転用したものが「集団的沸騰」を起こせば、当局を転覆させる大きなうねりになる可能性もある。とくに「行列」、つまり遠足、行進には人類に共通する記憶があり、それは集団行動の最たるものなのかもしれない。じつは「行進遊戯」や「行軍」という、その名称こそ近代的にみえるものの、それは単に「行列」を制度として再編したに過ぎず、根底には「伝統」が遺伝されている、といえるだろう。しかもそれは興奮の源泉でもあるのであり、オーギーを現出する契機となるのである。

さらに模擬戦闘にかこつけていえば、もともと連合運動会は学校対抗という面をもち、さらに種目のなかに軍事演習的な要素が入り込んでいたことは山本・今野、吉見三氏によって指摘されている。

しかも、『風俗画報』第97号、明治28年8月の「春季慶應義塾大運動会」では、会場内に日清戦争での「戦利品たる支那の軍旗」が吊るされていることが記されている。さらにいえば、吉見氏前掲論文には日清戦争の勝利を記念して開かれた青森県弘前中学校運動会を紹介する件に、生徒たちが「一方は露兵になりて青森方面から進撃し、一方は皇軍となりて弘前城を攻守するの軍略」の演習が盛り込まれていたことを取り上げている。

模擬的な戦闘は、さらに大局的に日本の戦局を反映して、興奮のなかで想像の共同体が強化されることになるといえる

とはいえ、これらはデュルケムのいう「模擬的な戦闘」の「伝統」を運動会が遺伝させているともいえよう。また、運動会の対抗戦（とくに連合運動会にみる村と村との対抗戦）の意識はゲーム全体が社会的・政治的パ

ターンを再現しているというC・ギアツの「ディープ・プレー（deep play）」の議論にも重なることになる。

さらに兵藤氏は『〈声〉の国民国家』（日本放送出版協会、2000年）において、浪曲の客は感情移入してorgy、祭りの危険性を孕むが、観客によるスペクタクルの「観賞」は、あくまで「観賞」であって参与するものではなく、見方としては極めて馴化したもので、突然の狂躁状態を引き起こすことはないといっている。これもまたヒントになる。

当たり前といえば当たり前だが、運動会は観衆参加型の種目も多いうえに、多くの場合、関係者（身内）が現前でパフォーマンスする以上、純然たる観賞にはならない。したがって狂躁状態を引き起こす可能性が孕まれやすいことになる。

さらに強調したいのはデュルケムや、エリアーデラ（あるいは古野清人や堀一郎）のorgyの議論を応用することで、運動会にみられる「伝統」の内奥を明示できるのではないかということである。

たとえば、堀一郎がエリアーデラの諸論を念頭に次のように述べるとき、明治政府ははじめ当局側が恐れていたものが、常識的な説明以外の、さらに深化した次元で説明できるのではないだろうか。

日本宗教史においても、季節的濃厚な祭に見られるオーギアスティックな要素は、暗闇祭、押合祭、喧嘩祭、尻ひねり祭、暴れ祭、悪口祭、種貰い祭など、種々の名で呼ばれる年中行事や行事に見られるが、それらが年の境目、盆、田植のころに顕著に存在している。それとともに、社会の変革期の前後に、カリスマ的人物の活躍とともに、集団的オーギアスティックな民衆の動揺現象が、断片的ながらもいくつか記録されている。そして抑圧されたエネルギーの爆発は、現在の日本の社会のなかにもいろいろの形で存在している。こうした点で人間の社会の構造内にふかく根をおろしてい

るオーギーの研究は、宗教史の面からも、根本的且つ重要なテーマとせざるを得ないのである。(傍線筆者、「日本の民俗宗教にあらわれた祓浄儀礼と集団的オーギーについて」『民間信仰史の諸問題』未来社、1971年)

だとすれば、運動会に対する抑圧は単なるイデオロギーの対立や、暴動からくる政治的混乱をおそれるといった常識的な回答だけでは間に合わないだろう。

群れる興奮が、異なる次元の扉を開く。

偶然ではあるが運動会にはそうした「伝統」の要素が入り込み、そのため人気の年中行事と化したともいえるだろう。その意図せざる「伝統」の介在が、当局による運動会に対する規制の遠因にもなった。そのように考えられるのではないだろうか。

2. 秋に収斂する運動会・春秋の運動会 (天長節／メイポール・メーデー／ 一年両分性)

以下2.3.では運動会を宗教学的知見からみたときに新たな切り口が可能となることを例示することとしたい。

(1) 秋に収斂する運動会

明治期のおもに小中学校で実施された運動会を研究する際、先行研究で利用されている資料に『大日本教育会雑誌』がある¹¹⁾。当然、山本・今野両氏、吉見氏が主要な資料として用いている。

この『大日本教育会雑誌』(1883年11月-1891年12月、1-112号)に記載されている運動会実施時期について、体育史の今村嘉雄によれば、1月(1回)、2月(2回)、3月(1回)、4月(8回)、5月(1回)、6月(3回)、7月(0回)、8月(0回)、9月(0回)、10月(2回)、11月(8回)、12月(5回)となっているという。これをみると気候が良好なこともあろうが、4月と11月の春秋に運動会が実施されている回数が圧倒的に多いの

がわかる。

はじめに記したように、東大で定着した陸上運動会(いわゆる我われが今日イメージする運動会)は、水上競技との関係で「秋」に実施されている。当時の東大の影響力からすれば、このことが全国に拡大して一般化した可能性はあるだろう。ただし慶應などでは春秋実施されることもあったようだが明治末まで春に運動会が実施されている¹²⁾。

先行研究では、この運動会の秋実施は天長節とのかかわりで論じられることが一般的である。山本・今野前掲書でも、運動会の開催日について明治24年6月17日文部省令第4号「小学校に於ける祝日大祭日の儀式に関する規定」が制定されたことで、11月3日の天長節に「天長節運動会」として以後、固定的に実施されていく傾向が強いことが確認されている¹³⁾。

ただし、祝祭日儀式の規定以前から、秋に固定している傾向があることもあり、この規定だけでは運動会が秋に収斂していくことを説明するのは難しい。そのため、山本・今野前掲書では、規定以前から天長節運動会が実施されていたことも示唆している。

また、英隆史「明治期の宮崎県における運動会の史的分析」(『宮崎大学教育文化学部(芸術・保健体育・家政・技術)』第9号、2003年9月)は、各市史や『宮崎新報』の明治22年から30年までの記事から運動会をひろうことで当時の実施状況を調査している。その開催記録の表をみると、全51例中、11月3日開催は13例にすぎない。この51例のなかには開催月がわからないものが6例ある。それを引くと45例中13例ということになる。ちなみに、天長節を含む秋の実施は45例中34例で秋に収斂していることは確実だろう。

労働者の祝日(メーデー)の根底に、メイツリー(メイポール)の信仰があるように、その背後になにがあり、なぜ秋に収斂するのかについても、さらに議論がなされて良いだろう。

(2) 春秋の運動会と一年両感性

しかも、東大で春秋に大きな運動イベントが実施されたことは興味深い。

日本民俗学には「一年両感性」という考え方があつた。そもそも日本の年中行事は祖先祭祀に関するものと、生産儀礼に関するものとに大別される。祖先祭祀を代表するのが盆と正月、生産儀礼を代表するのが田植祭と収穫祭となる。この前者は夏 - 冬、後者は春 - 秋で対をなして、半期ごとに重要な儀礼が表裏をなすというわけである。そう考えるなら東大における「春のボート」「秋の運動会」は、この構造にピタリとあてはまる。しかも日本で運動会が学校行事であると同時に、村祭りとして機能したことがここに重なるのではないだろうか。

この傾向は東大に限らず、慶應でも同じで運動会的なイベントは春秋に組まれている。気候の問題もあろうが、何故、夏冬ではなく、春秋なのか。ここでもエリアーデの引用をしておきたい。ここにも何らかの考察の余地が残されているように思える。

集団的オーギーの大多数は、その儀礼的正当性を植物の発育力の助長という点に見出す。すなわちこれらの祭りは、一年の危機的な時期、発芽期、収穫期といったときに行なわれる。……(中略)……すべてこれらの祭りのオーギーに伴う無秩序さは、その正当性を宇宙的、もしくは生宇宙的(bio-cosmic)な行為のなかに見出す。年の再生、収穫の危機的時期その他である(『永遠回帰の神話』未来社、1971年)。

3. 村祭りとしての運動会

(1) 神社整理と運動会

運動会が一般化してきた明治末年ごろ、政府による神社整理がなされる。『最新スポーツ大辞典』(大修館書店、1987年)の「運動会」項目(佐藤秀夫)には次のような説明がなされている。

……内務省の神社統廃合政策の進行によって〈村のまつり〉に変化が生じてきた。〈村の鎮守〉を統合してつくり出された、行政町村神社のまつりのよそよそしさを補うものとして、小学校の運動会が脚光を浴びるようになった。その後、青年団の普及や青年訓練所や実業補習学校の小学校への付設にともない、青年たちもこれに参加するようになり、学校運動会は新たな〈村まつり〉の色あいをおびるようになる。父母を含めた町村民の多くが参観し、子どもたちの競技に熱狂するようになった。

戦前、日本にも「信教の自由」「政教分離」はあつた。しかし、国家神道は宗教ではないという理屈のもと、神社は成立がはやく由緒ある古社から序列づけられ、その序列に応じて税金の補助がなされた。政府は、村の鎮守などを統廃合し、負担軽減を意図して神社整理をはじめた。

村の鎮守がつぶされて統廃合されると地域のコミュニティーは破壊される。何よりも鎮守の森でなされてきた祭りが消滅することになる。運動会の普及はこれと同時期で、佐藤氏は、それに代わるものとして運動会が機能した一面があると述べている。

近年は見ないが、ビールを飲みながら、運動会に祖父母を交えて家族みんなで観戦する風景は少しまでも珍しくなかった。それは、まさしく祭り(厳密には祭礼、あるいは祝祭)の雰囲気や遺風を遺伝させているといえるだろう。ちなみに『風俗画報』第74号、明治27年7月の記事「慶應義塾大運動会」には以下のようにある。

一時三十分頃にして午餐の休憩を為し午後一時に至り更に旗拾ひ競走より始む此の頃は招状に接し、貴顕紳士令閨淑女三五相伴なふて至り普通場は埒外数重の人垣を築き特別場は後ろの山上までひしひしと詰め掛けたり是等の人々は悉く招券持参者のみ

にて人員凡そ一萬内外なりし一技了演じ畢
る毎に合奏の音楽は囃囃(りゅうりょう)
として人耳を慰め山上山下學生の設けたる
賣店は洋酒珈琲菓子ラム子氷卷煙草等をひき
ぎ観覧者の随意に來り休ふに任せぬ殊に山
上の店を設けし場所は西に富嶽を望み東南
に東京灣を控へ……(傍線筆者)

文中に「人員凡そ一萬」とあるから参観者が一万人に達していたことがわかる。この記事の文末には、運動会に参加した児童生徒学生総数が記されており、その総数は1251人だから、じつに参加者の10倍の参観者入場があったことになる。明治32年の『時事新報』の記事でも慶應の運動会で「茶店の設ありビール、ラムネ、アイスクリーム其他何具となく來賓の需に應じて東に當りては汁粉店の設あり」(明治32年5月29日付)と、やはり屋台が出るほどの状況だったらしい。慶應義塾の運動会は、都市部の例で前半の、神社整理という側面には直接結びつかないが、地方においても前記したように、この祝祭的状况は変わらなかった。

運動会が地方各地の小中学校で催されるようになった当初から教師や生徒をはるかに超える数の観衆が、晴れやかな服装で集まり、宴を張りながら競技を観覧していたことは山本・今野・吉見三氏ほか先行研究で言及されている(それがわかる記事は前に引用した)。

こうしてみると運動会が、祭りを喪失した人びとに、祭りを提供する。また郷村に限らず、祭りを喪失した都心の人びとに、祭りを提供し、新たなコミュニティーの形成に運動会が寄与したと推測される。

では実際に都市部における運動会はどのように機能したのだろうか。

(2) かがい 囃歌としての運動会

夏目漱石『三四郎』など運動会における描写は、それが男女の出会いの場としての機能をしていたことを暗示している。実際、鳩山一郎氏によれば東大運動会は婿選びの場とし

て機能していたという。

水のボートに對し、陸の運動會は東大晴れのスポーツ謝肉祭として、全く満都の士女を吸収する一大年中行事であった。東大の運動會は僕の父たちが在学した南校時代、明治八年頃から、早くも英人教師ストレンジ博士のコーチを受けて、爾來、毎年連綿として盛大な競技會を開いてきたのである。……中略……大学は最高学府である。「學士様なら娘をやらうか」という卑俗な言葉の内容も當時は立派に通用した。東大運動會の特別な人気は、それが「三国一」の婿選びの場であったからだともいへやう(鳩山一郎『スポーツを語る』三省堂、1932年)¹⁴⁾。

この記述を字義どおりにとれば、運動会が祭りにおける囃歌(もしくは歌垣)の伝統を受けついで場として映じてくる。運動会は、ほかに、どのようなコミュニケーションの機会をもたらし、それまであった何を補完したのか、さまざま検討可能であろう。

(3) 再分配の場としての運動会

運動会関連の先行研究で、地方における運動会を祭りとして看做す場合、取り上げられる資料に以下のようなものがある。

小学校時代の思い出 佐々木 ユリ
運動会といえば、懐かしい思い出が沢山ある。越野尾の生徒が走るときは応援が華々しく、きつおばさんや、ひで姉達は生徒のそばについて走り、大声をあげて応援する等、村中の評判になった。運動会が済むと、村所の婦人会のおばさん方が、芋や甘藷・柿等を「しよけ」に入れて持って来て、私達にたべさして下さった¹⁵⁾。

先ほど引用した「皆伝へ聞き老幼男女夥しく四方より蝟集し恰も祭礼の思をなせり」のつづきにも「午后二時三十分各校齊す所の蜜

柑柿等生徒に与え」(『埼玉県教育雑誌』第40号、1887年4月、引用は、山本・今野前掲書)とあり、ほかにも「終会ニ臨テ有志者ヨリ各生徒ニ菓子ヲ与へ」(『大日本教育会雑誌』第64号、1887年9月、引用は、山本・今野前掲書)、「且戸長簾藤倍平氏よりは生徒に弁当を贈られたり」(『埼玉教育雑誌』第45号、1887年6月、引用は、山本・今野前掲書)と、運動会では有志者の拠金で生徒学生に食べ物が与えられている例が多い。しかも実施にあたり寄付金も募られているから、やはり村祭りとして機能していることがわかる。

これを再分配や互酬という観点から研究する余地もあるだろう。近代の祭りたる運動会で、どのようにそれが機能したのかは興味深い課題ではないか。

とはいえ、やはり個人的に重要だと思うのは、神社合祀によってどのように、地域の単位や、地域文化が変容したのか、そして地方改良のさなかに運動会がどう作用したのかである。また、前記したように、明治期半ばまでの遠足運動会や連合運動会が大きな河原、雑草地、寺社の境内などの場合が多く、これらの会場の境界性というのも運動会を考える上で、議論されて良いであろう。

III. むすびに

ここではおもに、明治期の運動会が祭礼として機能していたことを、先行研究を参照しながら紹介した。さらに当局によって運動会が奨励されながらも、規制・抑圧の対象になる背景を、宗教学的知見をふまえて若干考察したにすぎない。

他方、運動会が規制、抑圧されたこと以外に、いくつか運動会における、「伝統」との連続性、あるいは非連続性について、その考察の可能性を提示した。新しい「伝統」としての運動会は、どのように日本近代において機能し、近代の欠損部分をどのように補い、

連続していったのか。また受容されたのか。新しい身体の展示場としての運動会は、祭りとしての要素(「伝統」と、どう切り結ばれて、規律・訓練に利用されたのか。興味は尽きない。

付言

なお、本稿は2016年9月10日日本宗教学会学術大会(早稲田大学戸山キャンパス)において「祭礼としての運動会」として発表したものである。

【注】

- 1) 山本らの研究によれば、明治10年代までの兵学校や大学での運動会が陸上競技を基本としているのに対し、のちに盛んになる小中学校の運動会は、旗奪、綱引き、徒手体操などの競技を主体とし、兵式体操の精神がいたるところで強調されるという。森就任以降、運動会は内容・形式ともに大きく変質したとされる。また明治30年以降になると団体競技の傾向が後退して、徒競争などの競争種目の増加により、参加する児童各自が衆目にさらされることで、自らの技能が可視化されていったという(吉見前掲論文60頁)。ここに褒賞制度が関連、規律・訓練、身体のパ準化がここに関連する。
- 2) 吉見氏は「儀礼」「祭礼」(この「祭礼」に「祝祭」)の語を使い分けている。蘭田稔氏の「祭りとは、劇的構成のもとに祭儀(リテュアル)と祝祭(フェスティビティー)とが相乗的に現出する非日常的な集団の融即状況(コミュニタス)の位相において、集団の依拠する世界観が実在的に表象するものである。そして、表象された世界像のなかで、集団はその存続の根源的意味を再確認し、成員のエトスが補強される。要すれば、祭りは集団の象徴的な再生の現象である」という定義の「祭儀」「祝祭」がこれに該当する。

- 3) 平田宗史・今林裕次の研究によれば、明治期の運動会の歴史は三区区分される。第一期(初期)明治18-20年/小学校連合運動会/種目は限定、第二期(中期)明治21-33年/校庭運動会/種目拡充、第三期(後期)明治34-45年/単独運動会/種目拡充で、連合運動会はこの区分の初期、第一期に該当する(「わが国における運動会の歴史的考察(一)」『福岡教育大学紀要』第36号、1986年2月)。
- 4) これは井上一男『学校体育制度史(増補版)』(大修館書店、1970年)の資料編に収録されているものを引用した。
- 5) 真栄城勉「明治期の沖縄県における運動会に関する歴史的研究」『琉球大学教育学部紀要』第42集、1993年3月には沖縄において、運動会が皇民化にはたした役割について論じている。
- 6) ちなみに、当時、「運動会」ということをかなり広義に使っていたことがわかる例をもうひとつ拾うと、明治27年日清戦争の旅順口占領の際、慶應義塾でカンテラ行列を行なっている。そのことを伝える『風俗画報』(第82号、明治27年12月)には「慶應義塾炬火行列大運動会」という見出しがついている。明治30年代には労働運動の行進も運動会といっているから、当時は広く集団行動を運動会といっていたことがわかる。
- 7) 木村吉次「いわゆる壮士運動会の機密探偵書について」(『中京大学体育研究所紀要』第18号、2004年3月)、および同「明治20年の壮士運動会に関する一考察」(『中京大学体育研究所紀要』第19号、2005年3月)等に詳しい。「埼玉県下自由党员撃剣旗奪等ヨリ過激ノ演説ヲ為シタル景況」と『機密探偵書』には記されているという。
 また、「三島通庸関係文書」(『日本近代思想大系21 民衆運動』岩波書店、1989年)には「一、第七、各部ノ結合ニ於テ誓契及ビ企画ヲ為サン為メ、体力運動ニ言ヲ托シ山野ニ遊ビ充分ナル陶冶ヲナスベシ」という蜂起に備えた実力養成も兼ねた運動会活動方針がたてられている。実際に「腕力の養成」を意図した運動会もなされた。
- 8) 運動会は身体を平準化する装置である。ちなみに、柴田宵曲『明治風物誌』に「小学校の運動会には校庭を使用するのも多かつたが、学校によっては上野公園あたりへ乗り出すものもある。万国旗を張り回し、来賓席に天幕を張る程度の設備で、竹の台の広場には一日二組ぐらゐ催されることも珍しくなかつた……」(1968年刊の再版、ちくま学芸文庫、2007年)とあるから運動会会場のあり方や、また賞品やメダルに関してもオリンピックの影響を受けている。オリンピックは万博を発想の母胎として誕生した。オリンピックは物の展示ではなく、身体展示がなされる。その展示をとおして近代的な身体「標準」が示される。我われの運動観・スポーツ観は直接・間接、どちらにしても運動会などとおして植えつけられている。
- 9) E・デュルケム『宗教生活の原初形態』(岩波文庫、1941年)だが、このデュルケムの祭りに関する要点は、阿部美哉『比較宗教学』を参照している。
- 10) 平田・今林前掲論文は、文化史的観点から「西洋の形式によらない伝統的な種目は『綱引』にも言えることであるが、この『角力』の場合は、初期に取り入れられなかった伝統的競技ということで注目すべきものがある。つまり、伝統的武芸種目の登場による種目内容の拡充という側面において『角力』の登場は非常に意義のあるものとなる」と解釈しているから、相撲については検討が必要である。
- 11) ちなみに『大日本教育会雑誌』の運動会記事は、小学生を対象とする運動会が全体の60パーセントを占めており、内訳は運動会記事合計25回中、対象を一般とするものの2回、大学生1回、師範生徒1回、中学生徒0回、小学生徒15回、師・小・生徒3回、師・中・生徒1回、中・小・生徒1

回となっている。

- 12) ちなみに、慶應における運動会はこの年は春だが、のち秋に収斂している。明治32年はすでに祝祭日儀式の規定が出された後であり、高等教育機関にはあまり影響がなかったということだろうか。
- 13) 天長節における運動会の実施が多い実態からすれば、運動会における国歌斉唱も法的な強制力を持つことになる。そしてこの時期に天長節の式典では、御真影への敬礼、君が代の唱歌、天長節の歌、教育勅語の奉読、運動会と宴会、そして最後に万歳三唱と続く。こうした一連の儀礼の形式は、ほぼこの時代に完成されている。
- 14) この一文については荒井貞光「日本人とスポーツについての一考察——学校運動会の歴史と社会的意味——」『九州大学体育学研究』第4巻第4号、1971年7月に指摘がある。
- 15) 英隆史前掲論文で紹介された、「古里越野尾」編集委員会『古里越野尾』（1984年）に掲載されているもの。